



地方公務員法制定時参考資料 一



10	都道府県の試験制度調(調査都道府県数三七)	四五
11	地方公務員の現行給与実態調(その一)	四六
	地方職員給与調(その二)	四八
12	地方公共団体の職員定数条例の制定に伴う行政整理に際し発生した紛争調(二五、一〇、二四)	四九
13	地方公務員の研修制度調	四九
14	都道府県における福利厚生制度調	五一
15	地方公務員の共済制度の現状調	五一
16	地方公務員の恩給制度の現状調(二五、一一、一)	五二
17	地方公務員の労働組合調	五二
18	地方公務員数調(二五、六、三〇調)	五四
19	公営企業に従事する地方公務員数調	五五
20	地方公営企業職員以外の地方公務員たる現業職員数調	五七
21	昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合国最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令	五九
22	公務員の団体・団体交渉権・団体協約締結権・罷業権等に関する外国立法例(アメリカ)	五九
23	政治的行為の制限に関する外国立法例(アメリカ)	六〇
24	地方公務員法に基く政令、地方公共団体の条例及び人事委員会規則(公平委員会規則)調について	六一
(1)	地方公務員法に基く政令について	六一
(2)	地方公務員法に基く条例	六二
(3)	人事委員会規則について	六三
(三)	地方公務員法・国家公務員法各条対比	六四
(四)	現行地方公務員制度の概観	七八
(五)	日米対照公務員数調(一般職)	八〇
六	市の公務員制度について	八〇

(七)	地方公務員法案の比較	八八
(八)	全国都道府県人事主管課職員数調	九一
二	國務大臣答弁資料	九二
	第一 総括的事項	九二
	△一般関係▽	九二
問一	地方公務員法の制定は何故必要か。	九二
問二	現行地方公務員制度の概要を示されたい。	九二
問三	地方公務員法制定の経緯はどうか。	九四
問四	昭和二十三年七月のマ書簡と地方公務員との関係如何。	九七
問五	地方公務員法の根本理念は何か。	九八
問六	地方公務員について煩瑣な規定を法律で設けることは、地方自治の本旨の実現を阻むものではないか。	九九
問七	国家公務員法と地方公務員法との異同如何。	一〇〇
問七の二	国家公務員と地方公務員とはいずれも公務員であるにかかわらず、両者の間に取扱上顕著な差異があると認められるものがある。両者の均衡上も好ましくないと考えられるがどうか。	一〇一
問八	地方公務員法においては、国家公務員法の場合に比して、地方公共団体の実情に應ぜしめるため如何なる点に配慮を加えたか。	一〇二
問九	地方公務員の制度に関する外国の立法例にはどのようなものがあるか。	一〇三
問十	アメリカにおいても現人事行政に対して例えばフーヴァー勸告書に見られるように深刻な批判が加えられている。このような批判を何と考えるか。又よりよき制度の確立のため、これらの批判のうち法案に採り入れようと試みたものがあるか。	一〇四
問十一	地方公務員法の制度によつて地方公務員の身分はどのような変化を生ずるか。	一〇八
問十二	地方公務員は争議行為を禁ぜられ、労働組合法の適用を排除される等一般人に比して制約が甚だ	一〇八

しい。その身分の保障、利益の保護が特に重要視されなければならない所以であるが、この点について本法案上如何なる配慮が加えられているか。

問十三 都道府県及び五大市等と職員数の極めて少ない地方公共団体との間では、当然その取扱を異にするべきものであるが、本法はこれに対して如何なる配慮をしているか。

問十四 人事委員会や公平委員会の設置は、それでなくても、各種の機関の過剰に悩んでいる地方公共団体に更に負担を強うるものではないか。

問十五 職員の団体に關し連合体を同一地方公共団体にのみ限定するのは憲法の保障する團結権を否定することになつて不都合ではないか。日教組、自治労協及び自治労連の如きものはどうなるか。

問十六 人事行政機関としての人事院の功罪は、既に明らかではないか。今またこれと同じような構想をもつた人事委員会制度を採用することは適當でないと思うがどうか。

問十七 執行機関の委員会制の運営の実績は極めて非能率的であつて所期の目的を達成し得ないものであるということは定評となつてゐるではないか。此際あらたに合議制の機関を設けようとするのは見當違いも甚だしいではないか。

問十八 自治体警察職員の退職手当の支給に關して近時各地において紛議を生じてゐる。これが対策を承りたい。

問十九 消防団員の公務災害補償制度はどうなるか。

問二十 失業対策事業に雇用される職員の身分上の取扱如何。

## (二) 政治的行為の制限關係

問一 政治的行為の制限は、公務員の基本的人権を侵害し、憲法の本質に違反するものではないか。

問二 政治的行為の制限は、いかなる建前で規定したのか。

問三 若し政治的行為の制限をする必要があるとしてもその範圍は、すべて条例の規定するところに委せざるべきではないか。

問四 國家公務員と地方公務員とは同じく公務員である点において何等の差異はない。政治的行為の制限

の仕方について、兩者の間に顯著な差別を設けた理由を承りたい。

問五 政治的行為の制限の如き重要な事項を条例に委ねることは危険ではないか。

問六 政治的行為の制限をもつて「地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものである」というが如きは、全く牽強附会の言ではないか。

問七 行政管理的の職にある者はともかくとして單純労働者にかくの如き制限を加えることは行き過ぎであると思ふがどうか。

問八 政治的目的の限界をはつきりと承りたい。例えば給与ベースの引上運動を展開することは政治的行為の制限に觸れるか。

## △公営企業職員關係

問一 特別扱をする公営企業職員の範圍は、狭きに過ぎるではないか。特別会計をもつて經理する企業に従事する職員は勿論、いわゆる現業職員についても一般職員と取扱を別途にすべきではないか。

問二 本法案立案の過程において、現業職員を特別扱にすることについて關係各省間に異論がなかつたやうに聞いている。今卒然と、その方針が変更されたのは何故か。

問三 公営企業法案は、地方公務員法案と一体をなすべきものであると考える。何故同時に提案しないのか。

問四 公営企業法案の内容のあらましを承りたい。

問五 公営企業職員を特別扱にすることは、マ書簡の精神に違反するのみならず、人事行政の統一を図る点からいつても適當でないと思われるがどうか。

## △現業職員關係

問一 現業職員の範圍如何。

問二 教育公務員は労働關係法上現業職員として取り扱われているものと思ふが、地方公務員法案において卒然として非現業扱いとしたのは何故か。

問三 現業職員に關する特例法の構想とその提案時期とを明確にされたい。

第二 総則に関する事項

△第一条関係▽

問一 地方公務員法の目的は何か。

一三〇

問二 本法に規定されている事項は、相当細目にわたるものを含んでおり、必ずしも人事行政に関する根本基準のみでないと考える。これは地方公共団体の自主性を損い、地方自治の本旨に反すると思うかどうか。

一三一

問三 本法においては、民主的公務員制度の理念と地方公共団体の自主性の確保との間にどの程度調和を図ろうとしているか。

一三二

問四 公務員制度の確立と地方自治の本旨の実現との間には如何なる関連があるか。

一三三

△第二条関係▽

問一 地方公務員の定義及び種類を示されたい。

一三四

問二 従前の法令等が本法にてい触する場合には本法が優先することは後法優位の原則からいつて当然のことであり、敢てこのような規定を設けることは不要であると思う。この規定は、何か特別の意味をもっているのか。

一三六

問三 この法律の規定にてい触する従前の法令、条例、規則又は地方公共団体の機関の定める規模にはどのようなものがあるか。

一三六

問四 地方公共団体の機関の定める規程とは何か。

一三七

問五 本条と第五十七条との関係について承りたい。

一三七

△第三条関係▽

問一 地方公務員を一般職と特別職とに分ける理由及びその基準は何か。

一三八

問二 特別職に掲げられた各職につき、その特別職とした理由を示されたい。

一四〇

問三 単純労務者、現業職員及び教育公務員は特別職とすべきではないか。

一四〇

問四 政策決定に参与する地方公務員は特別職とすべきではないか。

一四一

問五 委員、委員会の構成員等は国家公務員法においては一般職とされているが、地方公務員法においてはこれを特別職とした理由如何。

一四二

問六 第六号の規定は、国家公務員法の規定とやや異つているが何故か。また、これらの職員の身分の取扱はどうなるか。

一四二

問七 公企業職員は、地方公務員か。地方公務員とすれば、一般職か、特別職か。

一四三

△第四条関係▽

問一 罰則の規定には、一般職に属する地方公務員以外の者にも適用されるものがあるが、第一項の規定はこれに矛盾するではないか。

一四三

問二 罰則の規定には一般職の地方公務員以外の者にも適用されるものがあるが、第一項の規定はこれに矛盾するではないか。

一四三

問三 本法のある種の規定には特別職にも適用すべきものがあると思はれる。この限度において本法に特別職に関する規定を設けることとする方が地方公務員法として真に統一的法典たらしめる所以でないか。

一四四

問四 特別職について法律に特別の定がある場合とはどのような場合か。

一四四

△第五条関係▽

問一 第五条第一項の趣旨如何。

一四五

問二 本法に定める根本基準の実施に関する細目を地方公共団体の自主的処理に委すという趣旨は結構であるがこの結果、全体として地方公務員制度が区々となり、却つて本法の精神を没却することになりはしないか。

一四六

問三 条例の制定又は改廃に関し、必ず人事委員会の意見を聴かなければならないものとするのは、不当に議会の権限を制約することとなつて不適当ではないか。

一四七

問四 条例が「この法律の精神に反するものである」かどうかの認定は、誰が行うのか。

一四八

第三 人事機関に関する事項

一四八

△第六條關係▽

- 問一 第六條は、単に自明の理を規定したに過ぎないものであり無意味ではないか。……………一四八
- 問二 「その他法令又は条例に基く任命権者」には、どのようなものがあるか。……………一四九
- 問三 法律の特例とは、例えばどんなものか。……………一四九
- 問四 「上級」と「下級」とは一体何処で区別するか。……………一五〇

△第七條關係▽

- 問一 人事委員会及び公平委員会の性格及びその設置の趣旨を説明されたい。……………一五〇
- 問二 人事委員会と人事院との主要な差異如何。……………一五二
- 問三 都道府県及び五大市に対してのみ人事委員会の設置を強制したのは、如何なる理由に基くか。……………一五二
- 問四 本法の趣旨を真に生かそうとするならば、全地方公共団体を通じて人事委員会を必置機関とすべきではないか。……………一五三
- 問五 五大市以外の市については、凡そ如何なる規模のものが人事委員会を持つことを適当と考えるか。……………一五三
- 問六 独任制の人事委員制度の採用が伝えられたことがあるが、能率的な人事行政を行うには、人事委員制度がより適切である場合があるように考えられる。これを採用しなかつた理由如何。……………一五四
- 問七 町村でも相当大規模のものがある。人事委員会を設置しようとする町村があればこれを認めても差し支えないのではないか。……………一五四
- 問八 共同処理方式及び委託方式は余り実例のない制度であると思うが、人事行政機関の設置に関して特にこれを認めた理由如何。……………一五四
- 問九 地方公務員の利益保護機関が必要であるとすれば、むしろすべての地方公共団体を通じて公平委員会のみを必置とすべきではないか。……………一五五

△第八條關係▽

- 問一 人事委員会の権限と国の人事院の権限との異同を詳しく承りたい。……………一五五
- 問二 人事委員会と任命権者との關係を詳細に承りたい。……………一五七

- 問三 人事委員会の権限は、如何なる方針で列挙したか。……………一五八
- 問四 人事委員会規則又は公平委員会規則の性質如何。……………一五八
- 問五 人事委員会又は公平委員会に証人喚問権を与えることは、不当にその地位を強化するものではないか。……………一五九
- 問六 本条第七項及び第八項の法意如何。……………一六〇
- 問一 人事委員会又は公平委員会の選出は、公選によらしめることが更に民主的要求に合致する所以ではないか。……………一六〇
- 問二 人事委員会又は公平委員会には、職員代表を必ず包含せしめるよう法律の明文をもつて保障すべきではないか。……………一六一
- 問三 学閥排除の規定を設けなかつた理由如何。……………一六一
- 問四 委員の身分保障が国の人事官の場合に比して十分でないと思われるがどうか。……………一六二
- 問五 人事委員会又は公平委員会の委員の罷免の場合にのみ公聴会を開かなければならないとした理由如何。……………一六三
- 問六 都道府県及び五大市の人事委員会の委員は、常勤とすべきではないか。……………一六三
- 問七 人事委員会又は公平委員会の委員は国家公務員と兼ねることができるか。……………一六三
- 問八 人事委員会又は公平委員会の委員と地方公共団体の議会の議員との兼職を禁止するのは何故か。……………一六四

△第九條關係▽

- 問一 委員長の制度を設けない方が、人事委員会又は公平委員会の性格上より民主的ではないか。……………一六五

△第十二條關係▽

- 問一 人事委員会に事務局を置かなければならないとすることは、行政機構の簡素化が叫ばれる折柄不適當ではないか。……………一六五
- 問二 職員に適用される基準に関する事項……………一六六

△第十三条関係

問一 平等取扱の原則は、憲法第十四条第一項において明示されているところであるから、本法において改めてこれを規定する必要があるではないか。

一六六

△第十四条関係

問一 「社会一般の情勢」は如何なる基準によつて判定するのか。又「適当な措置」とは如何なる措置をいうのか。

一六六

問二 給与その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應しているかどうかは誰が認定するのか。

一六七

地方公共団体が適当な措置を講じなかつた場合における法的効果はどうか。

一六七

△第十六条関係

問一 条例で除外例を認めようとするのは如何なる場合か。

一六八

問二 「懲戒免職の処分」を当該地方公共団体におけるものに限定する必要があるではないか。

一六八

問三 第四号に人事委員会の事務局長の職にあつた者を加えるべきではないか。

一六九

問四 特定の政党その他の団体が第五号に該当するかどうかは誰が認定するのか。

一六九

問五 第五号はレツド・ページの根拠とすることができるか。本号と団体規正令との関係はどうか。

一七〇

△第十七条関係

問一 あらたな任用制度は、人事行政上の割拠主義を提案し、人事の沈滞を生ぜしめることとなると思われる。

一七〇

人事交流について如何なる方策を考慮しているか。

一七〇

問二 第四項の法意如何。

一七一

△第十八条関係

問一 本条の規定の趣旨を説明されたい。

一七二

△第十九条関係

問一 人事に関する不正行為及び虚偽行為を何故に禁止しないか。

一七二

一六六

一六六

一六七

一六八

一六九

一七〇

一七一

一七二

一七二

問二 最小限度の客観的且つ画一的な要件とは例えばどのようなものか。

一七三

たとえ最小限度のものであつても受験資格として何等かの要件を設けることを認めるのは、平等取扱の原則に反するものではないか。

一七三

△第二十条関係

問一 競争試験の方法には三つあるようであるが、第二、第三の方法による場合は折角のメリツトシステムの原則を没却してしまふおそれがあるように思われるがどうか。

一七三

△第二十一条関係

問一 「採用又は昇任すべき者一人につき採用試験又は昇任試験における高点順の志望者五人」とは如何なる意味か。例を挙げて説明せられたい。

一七四

問二 本条に規定する方法によるときは、任命権者の選択の範囲を不当に制限することとなつて適任者を得ることができないではないか。

一七四

問三 第四項の法意如何。

一七五

△第二十二条関係

問一 条件附任用と臨時的任用との区分如何。

一七五

問二 条件附採用期間中の職員及び臨時的に採用された職員と一般の職員との間における身分取扱上の異同如何。

一七五

△第二十三条関係

問一 人事委員会を置く地方公共団体においては、職階制を採用しなければならないものとし、その他の地方公共団体においては職階制を採用しないこととしたのは何故か。

一七六

問二 都道府県、五大市及び市のうち標準的なものに適用すべき職階制の準則案を示されたい。

一七七

問三 職員の職については、職階制によらない分類をすることができないこととされているが、例えば、理事、主事及び書記等の分類もすることができないのか。

一七七

△第二十四条関係

一七八

問一 本法が給与に対して採っている建前は、職務給制度であるのか生活給制度であるのか。……………一七八  
問二 現在地方公務員の給与は極めて区々であり不均衡である。給与の大体の基準は少くとも当分の間、法律で定めるべきではないか。……………一七九

問三 給与については、職種別賃金制度を採用すべきではないか。……………一七九

問四 勤務条件のうち勤務時間の如きは全国的に一定しなければ国と地方公共団体及び地方公共団体相互間における連絡に支障を来すばかりでなく、住民にも不便を与えることとなつて不都合ではないか。……………一八〇

問五 「その他の勤務条件」とは、具体的には何を指すのか。……………一八〇

△第二十五条関係▽……………一八〇

問一 第二項第四号及び第五号の関係を明確にされたい。……………一八〇

問二 人事委員会から給料表に関する計画の提出がなければ、長は、これに関する条例案を議会に提案することは許されないか。……………一八一

△第二十六条関係▽……………一八一

問一 人事委員会に対し給料表その他給与に関して強大な権限を与えることは、長の予算編成権を侵害し地方財政に悪影響を及ぼすこととなると思うがどうか。……………一八一

△第二十七条関係▽……………一八二

問一 降給の事由を条例で定めさせることとしたのは何故か。……………一八二

問二 休職懲戒等は、職員の身分に最も重大な関係を及ぼすことであるからこれを行う際には、事前に人事委員会なり公平委員会に付議することとすべきではないか。……………一八二

問三 条令で定める休職の事由としては、たとえばどのようなものが予想されるか。……………一八三

△第二十八条関係▽……………一八三

問一 「必要な適格性を欠く場合」とは、具体的にはどのような場合か。本号とレツド・ページとの関係如何。……………一八三

問二 降任、免職の事由として「職階制による職の格付の改正の結果、降給又は降任と同一の結果とな

つた場合」を加えなかつたのは何故か。……………一八四

問三 降任、免職、休職等の効果は、法律をもつて規定すべきではないか。……………一八五

△第三十一条、第三十三条関係▽……………一八五

問一 服務の宣誓、信用失墜行為の禁止は、従来の法案では規定せられていなかったように思う。これが規定せられるようになったのには、何等かの特別の含みがあるのではないか。……………一八五

△第三十五条関係▽……………一八五

問一 条例で定める「特別の場合」とは、例えばどのような場合か。……………一八五

△第三十七条関係▽……………一八五

問一 同盟罷業、怠業及び怠業的行為の区別を具体的に示されたい。……………一八六

問二 「一切の権利をもつて對抗することができなくなる」とは如何なる意味か。……………一八六

問三 第二項の規定と、不利益処分の審査請求との関係は如何に解すべきか。……………一八六

△第三十八条関係▽……………一八七

問一 営利企業の地位につくこと等を任命権者の許可制とした理由如何。……………一八七

問二 株式所有の關係及び天下り禁止の規定を設けるべきではないか。……………一八七

△第四十二条関係▽……………一八八

問一 職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項についての計画とはいかなるものか、例を挙げて説明せられたい。……………一八八

△第四十三条関係▽……………一八八

問一 社会保障制度審議会の勧告と地方公務員の共済制度との關係は如何に解すべきであるか。……………一八八

問二 将来における共済制度の構想を示されたい。……………一八九

問三 共済制度については、健康保険制度によれば十分であり、それ以上に特別の措置を講ずる必要がないと思うがどうか。……………一九〇

△第四十四条関係▽……………一九一

- 問一 将来の恩給制度の構想如何。……………一九一
- 問二 国家公務員の恩給制度と地方公務員の恩給制度との関係を将来如何に調整しようと考えているか。……………一九一
- △第四十五条関係▽……………一九二
- 問一 本条と労災保険との関係如何。……………一九二
- 問二 国家公務員については、公務災害補償法の立案が伝えられているが、地方公務員についても、別にこれに類する法律を制定する意図があるのか。……………一九三
- △第四十六条関係▽……………一九三
- 問一 勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求、勤務条件に関する意見の表明及び職員団体の交渉相互間の関係を明らかにされたい。……………一九三
- △第四十七条関係▽……………一九四
- 問一 「その権限に属する事項」及び「その他の事項」とは具体的に如何なる事項か。……………一九四
- △第四十九条関係▽……………一九五
- 問一 その意に反すると認める不利益な処分とは例えばどのような処分か。……………一九五
- △第五十条関係▽……………一九五
- 問一 人事委員会又は公平委員会に任命権者の処分の修正又は取消の権限を認めることは、行過ぎではないか。……………一九五
- 問二 「職員がその処分によつて受けた不当な処置を是正するための指示」にはどのようなものがあるか。……………一九五
- △第五十二条関係▽……………一九六
- 問一 地方公務員法に基く職員団体と国家公務員法に基く職員団体との間には何らかの相違点があるか。……………一九六
- 問二 職員団体の目的を制限する必要があるか。団結権を不当に制限することとなつて憲法上も疑義が生ずるのではないのか。……………一九七
- 問三 職員団体の専従者の取扱はどうなるのか。……………一九七
- 問四 職員以外の者は、職員団体に加入し又はその役員となることが出来るか。……………一九八

- 問五 第五項の法意如何。……………一九九
- △第五十三条関係▽……………一九九
- 問一 本条の規定は、余りにも手続的であり、且つ、はんざであつて本法の建前と矛盾するのではないか。……………一九九
- 問二 団体の登録要件を欠く場合においてその登録を取り消す権限を人事委員会又は地方公共団体の長に与えることは、人事委員会又は長の恣意により団体活動を封殺する可能性を生ぜしめることとなつて危険ではないか。……………一九九
- 問三 職員団体に対しては非課税の適用がないのか。……………二〇〇
- 問四 変更の届出をしなければならぬ事由が生じたにかかわらず、これを届け出ない場合においては、人事委員会に何等かの措置を講ぜしめるべきではないか。……………二〇〇
- 問五 第五項の法意如何。……………二〇〇
- △第五十五条関係▽……………二〇一
- 問一 地方公務員法案に基く職員団体の交渉権と国家公務員法に基く職員の団体を通じての交渉権はどう違ふか。……………二〇一
- 問二 職員団体の交渉権の本質如何、この交渉はいわゆる対等の立場に立つ交渉であるか。……………二〇一
- 問三 交渉の範囲について詳しく承知したい。……………二〇二
- 問四 「社会的又は厚生の活動を含む適法な目的」とは何か。……………二〇二
- 問四の二 「法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にてい触しない限りにおいて」とは具体的にどの程度までをいうのか。例を挙げて説明せられたい。……………二〇三
- 問五 書面による申合せの締結権を認めることは、明かにマ書簡に違反するものではないか。……………二〇三
- 問六 「書面による申合せ」の法律効果如何。……………二〇四
- △第五十八条関係▽……………二〇四
- 問一 労働基準法及び船員法を地方公務員に適用するのは、マ書簡の精神に違反するものではないか。……………二〇四
- 問二 労働基準法中職員に適用しない規定は、如何なる方針で選んだか。……………二〇五

問三 労働基準法第三十六条を適用するのは、本法の精神に矛盾すると思うがどうか。……………二〇五

問四 労働基準監督機関の職権を人事委員会又は地方公共団体の長に行わせることは危険ではないか。……………二〇六

問五 いわゆる現業的職員に關してのみ労働基準局及び労働基準監督署の監督を存置することとした理由如何。……………二〇七

△第五十九条關係▽

問一 本条の趣旨如何。「協力」及び「技術的助言」の名の下に、不当に地方公共団体の人事行政に干渉し、中央的統制を企画しようとするものではないか。……………二〇七

△第六十条―第六十二条關係▽

問一 罰則規定は、如何なる建前で設けたか。……………二〇八

問二 国家公務員法の建前と相違するところがあるか。それは如何なる理由によるのか。……………二〇八

△附則關係▽

問一 第十一項及び第十二項の趣旨如何。……………二〇九

問二 各規定の施行順序と本法の実施計画を詳細に説明されたい。……………二〇九

問三 附則第十三項から第十六項までの法意如何。……………二一一

三 地方公務員法制定時各条英訳文……………二一二